

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

長崎県知事認証として特定非営利活動法人設立認証書に記載された特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の規定により、以下の団体の設立の認証を取り消しました。

特定非営利活動法人設立認証書に記載された法人の名称
特定非営利活動法人 長崎高齢者住宅入居相談センター

主たる事務所の所在地
長崎市鍛冶屋町 5 番 8 9 号

設立代表者
安西 正博

認証年月日
平成 19 年 12 月 26 日

取消年月日
平成 24 年 11 月 10 日

取消し理由

特定非営利活動法人長崎高齢者住宅入居相談センターを設立しようとして、法第 10 条第 1 項の規定により知事へ認証の申請をし、平成 19 年 12 月 26 日付け長崎県指令 19 県協第 86 号により特定非営利活動法人設立認証書の交付を受けたものである。

設立の認証を受けた団体においては、法第 7 条第 1 項及び政令（組合等登記令）第 2 条第 1 項に規定に基づき、その主たる事務所の所在地において、設立に必要な手続が終了した日から 2 週間以内に登記しなければならないとされている。

しかし、平成 24 年 10 月 1 日現在においても設立の登記を行っておらず、法第 13 条第 3 項の規定（6 月を経過しても法第 13 条第 1 項の登記をしないとき）する取消要件に該当する。

根拠法令

特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項